配当公告

兵庫県赤穂市加里屋二一六四番地の二八
破産者　株式会社たけうち
右の者に対する大阪地方裁判所平成十八年(フ)第七九〇一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金三、六六九、九四一、〇〇六円
一、配当することのできる金額
金一、一二四、三五九、七九九円
平成二十五年十月二十二日
大阪市中央区北浜三丁目七番一二号京阪御堂筋ビル八階　共栄法律事務所
破産管財人　増市　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別郡湧別町西一線二五番地、最後の住所北海道紋別郡湧別町錦町七八番地の五　被相続人　亡　仙頭　富萬
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十月二十二日
北海道北見市北二条東二丁目一三番地一
コンフォール一階伊藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤　昌博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県館林市花山町二五三二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　根岸　政美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十月二十二日
群馬県館林市代官町一〇番二九号
相続財産管理人　平野　一男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市伊香保町湯中子七九一番地、最後の住所群馬県前橋市市之関町一一二八番地　被相続人　亡　齋藤　文雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十月二十二日
群馬県前橋市大手町一丁目五番一一号大手町ビル二―A―四　ぐんま市民法律事務所
相続財産管理人　弁護士　福田　寿男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡白子町関一三一二番地、最後の住所千葉県長生郡白子町関二五番地三五
被相続人　亡　藤井　一彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十月二十二日
事務所千葉県茂原市道表六―八　オフィスK二〇二　渡辺智志法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡辺　智志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市北野四丁目七番、最後の住所東京都三鷹市北野四丁目七番二〇号
被相続人　亡　渡邉　隆
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十月二十二日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区青井六丁目二〇四二番地、最後の住所東京都足立区青井六丁目一九番九号　被相続人　亡　青木　慶一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十月二十二日
東京都千代田区麹町二丁目一二番一号グレンパーク半蔵門五〇一菅野綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　菅野　光明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区経堂一丁目五二番地、最後の住所東京都町田市小山田桜台一丁目七番地四〇―二　被相続人　亡　倉津　忠義
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十月二十二日
東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区豊玉中四丁目四番地、最後の住所東京都練馬区石神井町八丁目五二番四号　被相続人　亡　能登　順明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十月二十二日
事務所東京都豊島区南大塚三―三―一新大塚Sビル三階小堀球美子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小堀球美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田神保町一丁目四八番地二、最後の住所東京都江東区亀戸五丁目二〇番一六号　被相続人　亡　村田　實
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十月二十二日
事務所東京都中央区銀座一丁目一〇番三号銀座DTビル四階
相続財産管理人　弁護士　千葉　道則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市遠野町上根本字後平三八番地、最後の住所東京都府中市栄町二丁目一九番地の三三広瀬ハウス二〇二　被相続人　亡　草野　晄子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十月二十二日
事務所東京都調布市小島町二丁目四五番地二二ワイズビル三〇一調布くすのき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市美里町家所四〇二二番地、最後の住所三重県津市芸濃町椋本二九四五番地二　被相続人　亡　村田　良子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十月二十二日
三重県津市西丸之内二一番一九号丸之内ジャスティス五階
相続財産管理人　谷口　正博

第35期決算公告

平成25年10月22日
東京都新宿区箪笥町35番地
グローバル電子株式会社
代表取締役　松田　樹一

貸借対照表の要旨　（平成25年6月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,842,068	流動負債	2,301,447
固定資産	1,170,725	固定負債	1,195,253
繰延資産	11,287	株主資本	2,528,436
		資本金	83,000
		資本剰余金	336,175
		その他資本剰余金	336,175
		利益剰余金	2,109,261
		利益準備金	21,250
		その他利益剰余金	2,088,011
		（うち当期純利益）	(10,336)
		評価・換算差額等	△1,055
		その他有価証券評価差額金	△1,055
合計	6,024,081	合計	6,024,081